

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [労働時間の例外（変形時間制）](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

労働時間の例外（変形時間制）

1日8時間、週40時間が労基法の原則ですが、すべての仕事をこれにあてはめることができるかといえはなかなか困難です。

そこで一定の要件の下であれば、1ヶ月単位、1年単位、1週間単位、あるいはフレックスタイム制など、さまざまな変形労働時間制が認められています。

- 「1ヶ月単位の変形労働時間制」
1ヶ月以内の一定期間（変形期間）を平均すれば週の法定労働時間（40時間）を超えない場合、1日8時間を超えることが可能。
労使協定をし、労基署に届け出たうえで就業規則に定める
- 「1年単位の変形労働時間制」
1年以内（1ヶ月超）の一定期間を平均すれば週40時間を超えない場合に、1日10時間1週52時間までの労働が可能。
ただし、季節などで業務の繁忙があることが前提であり、細かい労使協定を締結することが必要
- 「1週間単位の非定型的変形労働時間制」
1週の労働時間が40時間に収まっている限り、1日10時間までの労働が可能。
日ごとに業務の繁忙が生じ、従業員30人未満の小規模事業所に限定される。労使協定を締結するとともに、本人に各日の労働時間の事前通知をすることが必要
- 「フレックスタイム制」
1ヶ月以内の一定期間を平均すれば週の法定労働時間（40時間）を超えない場合は、対象期間の総労働時間を定めるだけでよく、労働者がその範囲内で各労働日の始業・終業時刻を自由に決められる制度。実施に当たっては細かい労使協定が必要となる

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.